

食料品製造業・新聞業・出版業・
製本業・印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から
職長等安全衛生教育が義務化されます
(労働安全衛生法施行令の一部改正)

令和5年4月1日からは職長等に対する安全衛生教育の対象業種に
食料品製造業・新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業
が追加され、教育の実施が義務付けられます！！

労働安全衛生法第60条により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

追 加 業 種

食糧品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)

新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業

※「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、以前より職長教育の対象業種となっています。

本改正により、**すべての食料品製造業**(日本標準産業分類の「中分類09-食料品製造業」に該当する業種)が職長教育の対象となります。